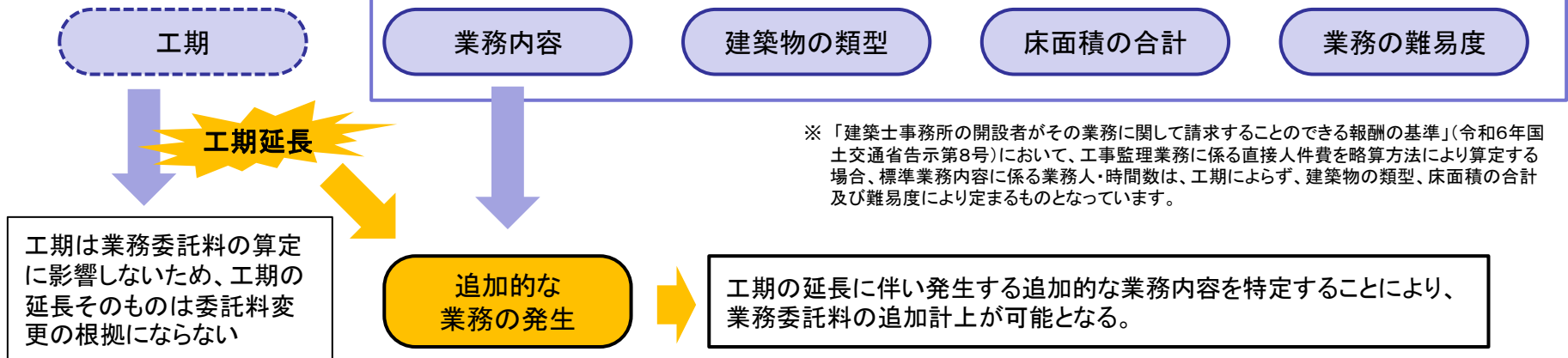


- 建築工事監理業務の業務委託料の算定においては、対象工事の工期が考慮されないため、工期の延長が生じても直ちに業務委託料を増額することにはならず、工期の延長に伴い発生する追加的な業務内容を特定し、その内容に応じた業務人・時間数を追加計上する必要があります。
- 官庁営繕事業においては、工期の延長に伴い追加的な業務が発生した場合に相応の業務委託料が確実に支払われるよう、建築設計三会※のご意見を踏まえ、契約変更で業務委託料を追加計上することが合理的な例を整理し、令和8年3月に各地方整備局等に周知しました。

※ (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築家協会

## ●委託料算定のしくみと工期延長

建築工事監理業務の業務委託料(業務人・時間数)の算定に影響を与える要素※



## ●考え方の整理

契約変更で業務委託料を追加計上することが合理的な例

増加

・工期の延長に伴い、対象となる建物、工事内容、工事工程が増えるなど、工事監理の対象が増えている場合 など

重複

・工事の手戻りや設計変更が発生したことに伴い、「設計図書の内容の把握」、「施工図等の検討及び報告」などが重複して必要となった場合 など

⇒ 追加的な業務内容の特定がしやすくなるよう、例を示すことで、工期延長に伴い必要となる委託料のより適切な追加計上をアシスト

事務連絡  
令和8年3月27日

大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室 官庁施設防災対策官 殿  
各地方整備局等 技術・評価課長 及び 保全指導・監督室長 殿

大臣官房官庁営繕部  
整備課 課長補佐（総括担当）

工事監理業務における対象工事の工期が延長した場合の業務委託料について

対象工事の工期が延長した場合の工事監理業務の業務委託料については、「工事工程遅延等の特殊事情による工期延長に伴う追加の工事監理」の有無について、受発注者間で十分に協議・調整のうえ、契約変更の対象とするか判断することとし、「対象工事の工期が延長したこと」のみを理由として一律に業務委託料を追加計上するか否かを決定しないよう留意してください。

なお、判断においては、以下についても参照願います。

①契約変更で業務委託料を追加計上することが合理的な例

<増加>

- ・工期の延長に伴い、対象となる建物、工事内容、工事工程が増えるなど、工事監理の対象が増えている場合
- ・当初から追加業務としていた業務について、工期の延長に伴い業務量が増加したと認められる場合
- ・当初から特別経費として計上していた経費について、工期の延長に伴い費用が増加したと認められる場合

<重複>

- ・工事の手戻りや設計変更が発生したことに伴い、「設計図書の内容の把握」、「施工図等の検討及び報告」などが重複して必要となった場合
- ・工事の手戻りや設計変更が発生したことに伴い、工程の大幅な見直しが生じたことにより「工程表の検討及び報告」が重複して必要となった場合
- ・予期しない事情により調達先を変更せざるを得なくなったことに伴い、「工事材料、設備機器等の検討及び報告」が重複して必要となった場合

- ・業務計画において、当初は一度に確認が可能であった作業（工事と設計図書との照合及び確認等）が、工期の延長に伴い、複数回に渡って実施する必要が出てきた場合

②契約変更で業務委託料を追加計上することが合理的ではない例

- ・工期延長の理由が、「工事中止に起因するもの」、「敷地引き渡しの延期に起因するもの」などで、明らかに工事監理業務の業務量に影響がない場合
- ・「工期延長に伴う追加の工事監理」の内容が、確認できない場合